○契約における暴力団排除に対する特記仕様書

1　受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する。

（1）　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所等の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2）　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（4）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（5）　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）　再受注契約その他の契約にあたり、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（7）　受注者が（１）から（５）までのいずれかに該当する者を再受注契約その他契約の相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2　発注者は前項の規定による契約の解除によって生じた受注者の損害については、その責めを負わない。

3　受注者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入等の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。